

「久留米市シニア向けスマホ教室」に関する 条件付一般競争入札実施要領

1 概要

この要領は、久留米市が実施するシニア向けスマホ教室を、業務委託契約する事業者入札について必要な事項を定める。

2 募集内容

久留米市シニア向けスマホ教室を行う事業者の公募を行い、入札により事業者を選定するもの。

3 契約期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

4 事業内容

「久留米市シニア向けスマホ教室業務委託仕様書」を遵守すること。

5 シニア向けスマホ教室委託業務事業者決定までのスケジュール

令和5年7月24日（月）	質問書の提出締切
7月27日（木）	質問に対する回答（市ホームページにて公開）
7月31日（月）	競争入札参加資格確認申請書等の提出締切
8月15日（火）	入札参加資格者の審査結果通知
8月23日（水）	入札書の提出締切
8月24日（木）	入札（開札）の実施

6 参加条件

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （2）久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- （3）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- （4）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- （5）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 令和元年度以降に、国または地方公共団体において、スマートフォン講習会やICT全般を活用した研修など、本業務と類似する契約実績があること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）などからプライバシーマークの登録を受けていること。

7 入札参加審査申請

(1) 必要な書類

- ① 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
- ③ 暴力団排除に基づく誓約書（第3号様式）
- ④ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- ⑤ 入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書
- ⑥ 委任状（支店等に参加手続きの委任を行う場合のみ）（第4号様式）
- ⑦ 参加資格に係る申立書（第5号様式）
- ⑧ 使用印鑑届（第6号様式）
- ⑨ 業務実績表（第7号様式）
- ⑩ プライバシーマーク登録証の写し
- ⑪ 配置予定スタッフ調書（第8号様式）

(2) 提出期限及び注意事項

令和5年7月31日（月）必着（期限厳守）までに（5）の提出先まで郵送すること。封筒の表面に「久留米市シニア向けスマホ教室業務委託 入札参加審査申請書在中」と赤字で記載すること。期限までに提出がなかった場合は、「久留米市シニア向けスマホ教室業務委託」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、市は書類を受け付けない。

(3) 結果通知

入札参加資格審査の結果は文書にて通知を行う。（令和5年8月15日（火）発送予定）

(4) 経費及び遵守すべき事項

- (ア) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- (イ) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (ウ) 提出資料は、返却しない。
- (エ) 提出資料は、公正性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。

- (オ) 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。
- (カ) 提出資料の内容について、久留米市から問い合わせを行う場合がある。
- (5) 提出先
1 5 事務局に示す。

8 入札について

- (1) 入札方法
郵便入札
- (2) 提出書類
入札書（第 1 1 号様式）
- (3) 提出期限
令和 5 年 8 月 2 3 日（水） 1 7 時 0 0 分 必着
- (4) 提出先
1 5 事務局に示す。
- (5) 郵送方法
封筒表面に「入札書在中」と朱書きして、事業所名及び宛先を記入し、裏面に、業務名、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
なお、一般書留または簡易書留のいずれかで郵送すること。
- (6) 入札に関する注意事項
入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

9 開札について

- (1) 開札日時
令和 5 年 8 月 2 4 日（木） 1 6 時 0 0 分
- (2) 開札場所
久留米市庁舎 9 階 レクチャールーム
- (3) 立会い
開札の立会いは希望制とする。立会いを希望する場合は、開札日の前日正午までに開札立会申請書（第 1 2 号様式）を電子メールまたは FAX にて送信すること。入札執行担当者以外の久留米市職員 1 名以上の立会いのうえ、開札する。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知
開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届（第10号様式）を15事務局に届け出ること。

10 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と定める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

11 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と定める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

13 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア. 受付期間

令和5年7月19日（水）から令和5年7月24日（月）17時00分

イ. 受付場所

15事務局に示す。

ウ. 質問の提出方法

質問書（第9号様式）に必要事項を記入の上、FAX または電子メールで提出するこ

と。

エ. 質問に対する回答

令和5年7月27日(木)までに電子メールにて回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は令和5年8月29日(火)までに契約締結の手続きを行うこと。

14 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取消し、契約を行わないものとする。
- (6) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。
- (7) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

15 問合せ先(事務局)

久留米市総合政策部広報戦略課(担当:大坪・上原)

住所:〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

電話:0942-30-9119

FAX:0942-30-9702

Eメール:kouhou@city.kurume.lg.jp